

○教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担額イメージ
(認定こども園幼稚園部、幼稚園を利用した場合)

A: 国が定める利用者負担額(仮)

階層区分	推定年収	利用者負担(円) (3~5歳一律)
①生活保護世帯	—	0
②市民税非課税世帯 (市町村民税所得割 非課税世帯含む)	~270万円	9,100
市民税所得割課税世帯	③所得割課税額 77,100円以下	~360万円 16,100
	④所得割課税額 211,200円以下	~680万円 20,500
	⑤所得割課税額 211,201円以上	680万円~ 25,700

B: Aの75%の場合(市負担額25%)

階層区分	推定年収	利用者負担(円) (3~5歳一律)
①	—	0
②	~270万円	6,800
③	~360万円	12,000
④	~680万円	15,300
⑤	680万円~	19,200

C: 西脇市現行条例に準拠し年齢区分を設定した場合

階層区分	推定年収	利用者負担(円)			
		3歳児	4歳児	5歳児	
①生活保護世帯	—	0	0	0	
②市民税非課税世帯 (市町村民税所得割 非課税世帯含む)	~270万円	0	0	0	
市民税所得割課税世帯	270万円~	③所得割課税額 5,000円以下	2,800	1,800	1,800
		④所得割課税額 14,000円以下	3,700	2,700	2,700
		⑤所得割課税額 14,001円以上	6,400	5,400	5,400

※注意事項

- 上記イメージは、平成26年12月現在、国の示した仮の利用者負担額を基に、作成しています。
- 国が定める利用者負担額や市の利用者負担額については、今後、予算編成に伴い決定します。
- 「推定年収」は、夫婦(いずれかが無職)と子ども2人のモデル世帯におけるおおまかな目安です。
- 利用者負担額のほかに、給食費等の実費徴収費用が必要となる場合があります。
- 新制度に移行しない私立幼稚園等は、従来どおり各園で定める料金となります。
- 3歳児から小学校3年生までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は、半額、3人目以降は、無料となります。